

連合国經濟會議（一九一六年）と日本

藤井崇史

【要約】 本稿では、一九一六年六月にパリで開催された連合国經濟會議に関する日本の政策形成を検討し、第一次世界大戦中に生じた貿易統制の動きに対する認識と対応の一端を明らかにする。會議の開催通知を受けた大隈内閣は、會議のもつ拘束力は限定的であるとの見通しのもと、当初通商面における連合国への協力を最小限に留めようとした。これに対して、會議の事後処理にあたった寺内内閣は、対連合国関係と産業機構の強化を重視する観点から、速やかな決議承認と関連法案・機構の整備を推進していった。さらに日本代表として會議に参加した阪谷芳郎らは、世界經濟のブロック化は不可避であるとの切迫した危機感のもと、一層の連合国支援と産業関係機関の再編を主張し始めた。そしてその後、日本国内でも自由貿易への危機意識が共有されるようになるにつれ、彼の構想と同様の政策が実際に検討されることになるのであった。

史林 一〇〇巻五号 二〇一七年九月

はじめに

第一次世界大戦が勃発して二年弱が経過した一九一六年（大正五）年六月一四日から一七日にかけて、パリで連合国8か国（フランス・イギリス・ロシア・イタリア・ベルギー・セルビア・ポルトガル・日本）の代表者を集めた国際經濟會議（連合国經濟會議、以下經濟會議と略）が開催された。周知のように第一次大戦は当初の予想を裏切って長期化することとなったが、戦争が総力戦の様相を呈し始めるなかで、連合国間では戦争遂行にあたっての通商・貿易統制を如何にして有効なものにするかということが重要な問題となっていた。そしてその議論は、戦時中の措置のみならず、講和後のドイツの商業活

動の再興にどのような立ち向かうかという戦後構想をも含んだものであった。このような問題認識を背景として、一九一五年九月にフランスからイギリスに対して、大戦中から戦後にかけての経済問題を討議する国際会議の開催が提議され、以後数度に渡り両国間で折衝が重ねられた。そしてこの事前の議論を前提として、前述した各国代表を集めて開催されたのが本会議であった。すなわち、大戦の展開や戦後構想に密接に関わる通商問題について、初めて連合国として一体となった対応が模索されたということが、この会議が持つ意義だったのである。^①

以上のような性格を持つ本会議は、したがって日本に対しても、連合国との関係を踏まえつつ、通商・貿易統制の動きに対して如何なる施策を講ずべきかという問題を提起することになった。ただし、このような問いを日本が実際にどのように受け止め、処理したのかということは、実は十分に明らかにされてきたわけではない。^②これは、従来の大戦中の政治外交史の研究対象としては、列強の後退により日本独自の動きが活発となった対中政策・大陸政策の分析に中心が集中する傾向があったためと考えられるが、近年大戦中の日本の雑誌論説を分析した研究が明らかにしたように、戦争をきっかけに生じた自由貿易の見直しの動きにどう対応するかという問題は、同時代の論壇においても広く議論され、自国の第一次大戦の戦後構想を考える上で強く意識されていたものだったのである。^③したがって、このような論壇の分析から一歩進んで、かかる問題が実際の政治過程のなかでどのように展開したのかを検討することは、第一次大戦中の日本の動向を検討するうえで、ひとつの視点たりうるのではないだろうか。

以上の問題意識を前提として、本稿では次の二点を念頭において、経済会議に関する日本の動向をその政策決定の様相を中心に分析する。第一に、大戦中における日本の連合国に対する外交政策と、経済問題の關係に着目する。従来、第一次大戦は日本にとってまさに「天佑」であって、有利な通商環境を一方的に享受することが可能だったという通念が根強かったためか、森川正則氏の論考を除いては、この二点を関わらせて論じる研究はあまり見られない。確かに本稿でも指摘するように、大戦初期の段階では、日本がその通商政策を遂行するうえで連合国から制約を受けることはほとんどな

ったのであるが、この経済会議の開催が提起されるようになったという事実自体が示すように、かかる状況は大戦の長期化とともに変容を余儀なくされたのである。したがって、経済会議における日本の動向を検討することは、このような環境の変化を日本がどのように認識し、それが実際の政策にどう反映されたのかを示す一つの有力な事例たりうるであろう。

第二に、通商・貿易の制限が連合国の間で議論されるという事態を前に、日本国内では如何なる内政的措置が講じられたのかという問題である。この点に関して、第一次大戦を契機として日本が総力戦への対応を開始したことは特に強調されている事実であり、通商・産業という経済的側面においても、戦間期には、ヨーロッパ諸国の総力戦を念頭に置いたアウタルキー志向に影響された商工官僚が、重化学工業を中心とする「基礎的な産業」の保護育成策を推進していったことが示されている^⑦。ただし、このような政策の基礎が具体的に大戦中のような出来事をきっかけとして形成されたのかという点は明らかにされておらず、その結果大戦中と戦間期の動向を連続的に把握する作業は未だ不十分となっている。本稿では経済会議をきっかけとした措置を実際の政治過程の中で検討し、戦間期の動向の源流がいかなる状況のなかで浮上したのかを、より具体的ななかたちで提示することに努めたい。

以下、第一章では会議への参加への過程を、第二章では決議を受けての国内での事後処理の様子を、それぞれ時系列に沿って論じることとする。そしてこの作業を通して、一九一六年―一七年初頭という大戦の長期化が明らかになった段階において、第一次大戦が日本に与えた影響の一端を明らかにしたいと考える。

① 本稿は経済会議に関する日本の認識と政策を分析するものであり、会議全体の位置づけや列国の動向に関しては、以下の文献を参照した。

W. K. Hancock, *Survey Of British Commonwealth Affairs vol II Problems Of Economic Policy 1918-1939 Part I*, Oxford University Press, 1940. V.H.Rothwell, *British War Aims and Peace Diplomacy 1914-1918*, Clarendon Press, 1971, pp. 267-279, Robert E.

Bunselmeyer, *The Cost Of the War 1914-1919*, Archon Books, 1975, pp. 35-41. 伊藤昌太「一九一六年連合国パリ経済会議とロシアの通商政策」(上)(中)(下)『福島大学教育学部論集』第二十九巻第一号、第三〇巻第一号、第三一巻第一号、一九七七―一九七九年、秋富創「第一次世界大戦期における連合国・帝国会議とイギリスの通商政策構想」『社会経済史学』第六九巻第一号、二〇〇三年。

② 経済会議における日本の動向の基礎過程を明らかにした先行研究として、原田三喜雄「第一次大戦参加と経済調査会成立」同『近代日本と経済発展政策』（東洋経済新報、二〇〇〇年（初出一九八七年））がある。会議を機に経済調査会や臨時産業調査局の設置などの政策が推進されたことなど重要な事実が指摘されているが、やや概説的であり、本稿は外交と経済問題との関係という視点を念頭におきつつ、さらに分析を深めることを目指すものである。

③ 代表的な研究として、北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』（東京大学出版会、一九七八年）、小林道彦『世界大戦と大陸政策の変容』（歴史学研究）第六五六号、一九九四年）など。
④ ヤン・シュミット「第一次世界大戦期日本における「戦後論」」山室信一ほか編『現代の起点 第一次世界大戦—世界戦争』（岩波書店、二〇一四年）。黒沢文貴氏は、かかる観点を戦間期の日本の対外政策

第一章 経済会議への参加過程

第一節 経済会議招請以前における通商問題への対応

本節では、日本の経済会議参加の前史として、第一次大戦勃発後の日本の通商問題をめぐる環境と実際の施策を、後論と関係する限りにおいて略述しておきたい。

周知のように、第一次大戦の勃発は日本の貿易規模を大きく発展させた。その過程では好況にわくアメリカ市場、ヨーロッパ諸国が後退した中国市場との貿易取引が比重を高めていったが、特にイギリス植民地を中心とした連合国植民地との貿易は依然重要な位置を占めており、これらの地域との貿易額も大きく伸長していた^①。

ただし、これら連合国植民地のなかには、この段階で未だ日本との通商条約に加入していない地域が多く含まれていた。

を考察する上でのひとつの軸とするべきとの問題提起を行っている（黒沢『二つの「開国」と日本』（東京大学出版会、二〇一三年））。なお、大戦中の連合国及びその植民地との貿易状況に関しては、第一章注①を参照。

⑤ 森川「一九一六年のイギリス輸出入禁止政策と日本外交」『阪大法學』第五五卷（三・四）二〇〇五年、「第一次世界大戦と日本の経済外交」『奈良史学』第三〇号、二〇一二年。森川氏は大戦中のイギリス本国への貿易制限問題を題材に検討を行っている。

⑥ 山室信一『複合戦争と総力戦の断層』（人文書院、二〇一一年）。

⑦ 武田晴人「重化学工業化と経済政策」『シリーズ日本近現代史三 現代社会への転形』（岩波書店、一九九三年）、石井寛治『帝国主義日本の対外戦略』（名古屋大学出版会、二〇一二年）第四章。

日本は一九一一年にイギリスをはじめとする列強と関税自主権の回復を約した改正通商航海条約を締結していたが、この際にもイギリス植民地の加入問題は、日本の本来の希望に反して日英交渉の争点から外されていた^②。当時の外交担当者には、植民地側の保護主義的傾向が交渉を阻む障害として強く認識されていた^③。

このような状況のなかで第一次大戦が勃発すると、日本外務省は大戦による一過性の好況を享受するだけでなく、これを機会に以上のような懸案を解決し、通商環境そのものを整備しようと試みた。開戦時の外相である加藤高明は、南洋方面の軍事作戦が終了して約三か月後の一九一五年一月一日に井上勝之助駐英大使に対して、オーストラリアとの通商関係は近年より密接になっており、大戦勃発後の状況に鑑みれば今後一層発展してゆくことは必然であるとして、日英通商航海条約への加入交渉を進めるよう指示を出した^④。

ロシア・フランスに対する外交姿勢も同様であり、加藤はロシアに対しては、同年三月六日に関税の引き下げと戦争中ウラジオストクの一時無税化が可能か駐露大使本野一郎に諮問した^⑤。本野はこの要求について悲観的な回答を行ったが、加藤の方針は後任の石井菊次郎にも引き継がれ、一〇月になって再度要求実現に向けて努力せよとの要請がなされた^⑦。フランスに対しても、日仏通商航海条約の改正時にはやはりその適用外となっていた、仏領インドシナの加入交渉が進められていることが報じられていた^⑧。

このような一連の外交攻勢は、オーストラリアとの通商条約交渉に際して加藤が「凡ソ日濠間二条約關係ヲ設定シ得ヘシトセハ其機会ハ正シク今日ナルヘシト相信シ候間、此好機ヲ逸セズ本邦多年ノ宿願貫徹候様十分努力セラレ度」と指示し^⑨、シドニー総領事の清水清三郎も「当国人ノ対日感情モ俄然一変シ帝國ニ対シ敬信ノ誠意ヲ表シ来リタルコトハ時々々ノ情報ニ有之候、此際本問題ヲ提起セラレ候義ハ最時機ヲ得タル措置ト被存候^⑩」と応じたことから推察できるように、日本の参戦による対日感情の好転を想定したものであったと思われる。対照的に、日本が通商問題に関して連合国の一員としての制約をほとんど意識していなかったことは、経済会議の結果を受けた一九一七年四月に至るまで、中立国であるスウ

エーデンやノルウエーを介してドイツからの輸入を継続していたことからうかがえる。第一次大戦初期の日本の外交政策は、欧州戦線への出兵要請は拒絶しつつ、他方で「二十一カ条要求」に集約されるように日本の大陸権益を確実なものにすることを目指すという、まさに大戦によって生じた状況を最大限有利に活用せんとするものであったが、このようなスタンスは、経済的側面に関しても当てはまるものだったと言える。

ただし、大戦が進行するにつれ、このような要求を貫徹させることは容易ではないことが明らかになっていった。特に重点的に取り組んだオーストラリアの通商条約加入問題については、当初の予想に反して、イギリス及びオーストラリアからの好意的な反応は得られなかった。日本の期待とは対照的に、日本海軍が一九一四年一月にドイツ領南洋諸島を占領すると、現地における日本への警戒感再び強まっていた¹³⁾。

さらに、このような外交交渉の停滞に加えて、各国による戦時下における通商活動の制限が強まり、それは日本にも影響を及ぼすものとなった。イギリスは大戦下における船腹不足を理由として、一九一六年二月から三月にかけて綿織物・毛織物などの日本からの輸入を制限し、さらに四月にはイギリスから日本への鉄鋼材の輸出を禁止した。大戦中の船腹確保への協力が日本にも要請されたわけだが、日本にとって主要輸出品や、大戦中に需要が増していた鉄鋼材の貿易取引が制限されたことは衝撃的であり、実業界から禁輸緩和の要求があることとなった¹⁴⁾。

このような事態に、石井菊次郎外相を中心とした日本政府が如何に反応したのかという問題は、彼らの経済会議への対応そのものに関わることなので、次節で改めて検討する。ここではさらに、この時期には通商以外の側面においても、連合国の措置により日本が負担を抱えるのではないか、という懸念が生じ始めたことを、断片的ではあるが指摘しておきたい。石井が外相就任後最初に取り組んだ政策は、かねてから要請されていた日本のロンドン宣言（英仏露が同盟国との単独講和を行うことを互いに禁じた宣言）への加入を実現させたことであった¹⁵⁾（一九一五年一〇月）。加入にあたっては講和における日本の発言権を確保するためにこれまで以上に連合国との連携を強めることが必要との説明がなされたが、実際にはこ

れは日英同盟協約第二条に規定された単独講和の禁止を改めて確認するものであり、ただちに日本の大戦への具体的な関わり方を変化させるものではなかった。しかし、同年末から開催された第三七議會において、関直彦・長島隆二ら立憲国民党所属議員からは、本宣言への加盟によって日本は日英同盟に規定されている内容以上の負担を強いられるのではないか、政府の措置は対英従属的に過ぎるのではないかとの批判が展開された^⑮。当初彼らのような批判は必ずしも一般的なものではなかったが^⑰、翌年二月の貴族院本会議においてもこの点が再び追及されると、石井も世論でイギリスをはじめとした連合国を非難する論調が強まっていることを認め、その自重を求めるに至った^⑱。しかし同月にイギリスによる日本の民間商船天洋丸への臨検が行われると、目立った連合国批判を控えていた立憲政友会系の『中央新聞』においてもイギリスの措置と日本政府の対応双方が厳しく論難されることとなった。かかる状況で生じたイギリスの輸入制限は、このような不信を一層増幅させるものであったと予想されよう。

そしてこのように連合国との協力関係が、通商の問題とも関連して問われはじめていた時期に、経済會議の開催が日本に通知されることになったのであった。以上のような背景に留意しつつ、次節では日本の経済會議への参加準備の過程を検討してゆきたい。

第二節 経済會議への準備

駐日フランス大使から日本に対して経済會議への正式の参加要請が届いたのは一九一六年二月一六日のことであった。以下會議開催までの過程を予め簡単にまとめると、日本政府は同月二八日に参加を閣議決定し、三月一四日には阪谷芳郎に會議委員長就任が打診され、四月一四日には正式に連合国經濟會議參列の臨時職員が設置された。そして阪谷らは五月一日に日本を出発、モスクワ・ロンドンを経てパリに入り、六月一四日から四日間の本會議に臨んだのであった。

この過程が示すように、実は會議開催にあたって議題・日程などの具体的な情報は會議直前まで日本に詳しく知らされ

ることはなく、日本は手探りで会議への準備を進めるほかはなかった。²⁰このような状況のなかで日本の当局者は会議を如何なる性格のものか、それに備えたのか、まず閣内で中心的な役割を果たした石井外相を中心に検討してみたい。²¹

第一に、石井は経済会議を連合国との協力関係という観点からどのように捉えていたのであろうか。前節で確認したように、石井は就任後間もなく日本のロンドン宣言への加入を実現させていたが、彼は経済面に関しても同月に対独経済戦争宣言を発して連合国の支持を表明していた。²²そして会議への参加についての閣議決定にあたっては、「戦後経済財政上外国ト競走場裡ニ馳駆スルニ於テ孤立ノ不利益ナルハ勿論、特ニ経済財政ノ両項ニ於テ他国ニ優越スル英国及仏国ト密接関係ヲ有スルヲ得策トス」とされ、言葉の上では英仏との関係の重要性が改めて表明されることとなった。²³

ただし、ここで唱えられた連合国への協力は実質的には限定的なものであった。四月二〇日に阪谷ら委員団に与えられた訓令では、会議の決定によって日本の通商政策が拘束されることがないようにすることが基本方針として厳命されていた。²⁴抽象的な協力表明以上の措置には消極的だったのである。

このような立ち位置は、本野駐露大使の意見と比較したとき、より一層明確となる。²⁵本野は、会議開催の情報をつらなスからの正式提議に先駆けて獲得すると、対連合国協調という見地からそれへの参加を本国政府に対して勧説し、²⁶その後ドイツに対する敵対姿勢をより明確にするように説いていた。²⁷本野の連合国協調を重視する姿勢は大戦初期から一貫したものであり、²⁸本会議もそのような構想の中に位置づけられたのである。

対して石井は、実は帝国議会でのロンドン宣言への加入に関する質疑でも、これは特に日本の外交政策の変更を意味するものではないと答弁していたように、²⁹少なくとも主観的には加藤外交の方針をそのまま受け継ぐものであった。³⁰このような連合国への協調の程度をめぐる意見の差異は、経済会議への方針にも反映されていたのである。

ただし、いかに主観的には連合国への協力を名目的なものにしようとしていたとしても、会議の展開によってはその姿勢を貫徹することは困難なものになりかねない。では第二に、石井は会議において具体的に何が問題とされ、参加国の通

商政策をどの程度拘束することになると考えていたのだろうか。これについては、三月二七日に彼が日本貿易協会で行った演説が最も参考になる。ここで彼は会議への参加を決定したことを改めて表明した上で、次のように語っていた。

或ものは之れ〔会議参加〕を批難し、此の際戦後に於ける帝国の経済的活動を拘束するが如き取り決めに不利益なりと述ぶるものあれども政府は今回の経済会議の爲めに何等拘束を受くるものにあらず、今回の会議は奥国間に於て戦後の経済問題に対し調査研究を試むるを目的とするものにして、該会議の決議が直に賛同国を拘束するにはあらず〔中略〕今回の会議は敵国の経済同盟計画に対し、寧ろ受動的に発起されたるものなり。独逸に於ては以前より、北はスカンデナヴィヤに起り中部欧羅巴を横断し巴爾幹に出で土耳其を經、西部軍細亞に入る地帯に互り一種の経済同盟を組織すべしとの意見行はれしが、此の意見は最近に於て着々有形的に進捗し本問題に対する独奥兩國代表者の会議の如きは既に數回を重ねるに至れり。敵国に於て経済的自給自恃の爲めに斯かる地帯を設け他国の貨物を排斥せんとするの計画ある以上は奥国側に於ても自營上之に對抗するの途を研究するの必要あるは当然ならずや。今回の会議は斯かる動機により上述の目的を以て発起されたるものなれば帝國政府として之れに賛同するも何等損害を被る憂ひなく、而して其利益に至りては意外に大なるものあるやも計られざるなり。^④

すなわち、ここでは会議が従来の通商秩序を決定的に変動させる契機となり、それによつて日本の通商利益が侵害されることになるとは見なされていないのである。なお、ここで彼が言及している経済圏構想とは、ドイツの自由主義者ナウマンが前年に中欧の経済圏の確立を唱えるために出版した『中欧論』の存在を意識したものだと思われる。^⑤これを前提としたうえで石井は、現在問題となつている連合国側の経済同盟の問題も、同盟国の動きに対応した受動的なものに過ぎず、連合国の通商政策を拘束するものにはなりえないと述べているのである。

しかし、一節の議論から類推されるように、世論一般にはむしろ経済会議の決定によつて日本が連合国の経済封鎖の動

きに協力せざるを得なくなつた結果、不利益を被ることを警戒する声が強かつた。この点は既に先行研究で概括的に指摘されているが、^③ここでは後論との関係で、田健治郎・仲小路廉・勝田主計といった、寺内正毅内閣の閣僚として會議の事後処理にあたる人たちも、會議前の時点では、日本が不利益を被つてまで連合国へのコミットメントを強める必要はないとして、會議・決議への参加は慎重であるべきとの考えを示していたことを付け加えたい。^④特に以下に示す勝田から寺内正毅朝鮮総督に宛てられた書簡の文面は、ロンドン宣言加入の際に見られた批判と同様の認識が、經濟會議に関しても反映されていることを端的に示したものと言えよう。

今日ヨリ手段方法ヲ予想スルモ困難且ツ之ヲ知ラスシテ其価値ヲ論スルモ当ラサル点多々可有之候へ共、經濟同盟會議ニ参列シテ其模様ヲ見ルモ可ナルモ其賛否ハ国家将来ヲ羈束スル儀ニ候へハ大ナル研究考慮ヲ要スヘク候。小生ノ見ル処ニ依レハ協商側ニテモ戦后トナレハ其利害ヲ異ニスルヲ以テ主要ナル目的ハ之ヲ達スルコト困難ナルヘク、殊ニ協商側トハ申セ本邦ノ如キ稍中立的現狀ニ在ル国力所謂經濟同盟ニ加入スルノ必要モ無之、戦后ハ中立ノ方利益ナラスヤ漫然考へ居候。

もつとも、連合国との提携を強め、対独封鎖を強めることに關しては積極的な意見も存在していた。東京商業會議所會頭の中野武管は、四月二八日に開催された阪谷ら一行の送別會において、會議に対する希望として、交戦時局においては「与ふ限り聯合国の希望を容れ友邦共同の利益を進めんことを要す」とし、講和後の措置についても同様の見解を示して、會議・決議への参加自体については積極的な姿勢を明らかにしていた。ただしその場合も、「我帝国の通商を阻礙するが如き案件」には留保をつけていた。すなわち、「或種関稅の増課又は或種商品の輸出入禁止若くは制限等苟も我通商の主義に影響すべき問題に關しては嚴密の警戒を加へ聯合各国の事情を尽くして慎重に取捨せんことを要す〔中略〕恣に原料及製品の輸出入に拘束を加ふる如きは却て聯合國相互の反目を醸成するの虞あればなり」として、連合国間の自由貿易が

制限されることは拒否していたのである。六月九日に大阪・神戸・名古屋・四日市・和歌山・京都の六商業会議所が議決した会議決議への加入条件も、第一条件として、経済同盟に連合諸国の植民地も加入させることを挙げ、中野をはじめとした東京商業会議所が示していた要望をより具体的に表現していた。^⑤

ここだろうか。えるような自由貿易動揺への警戒は代表委員に就任した阪谷においても確認できる。阪谷は会議への出発前に公表した雑誌論説で、会議の結果がどうなるかは具体的には分らないが、「兎に角世界の一等国が政治上及び経済上に於て、従来相互に有したる互恵的の親善なる關係を断ち、防遏的政策を執らんと」しており、「何人も夢想せざりし二三世紀前に逆戻りせんとす」るものであると論じていた。^⑥そして彼は実際に経済会議の準備に精力的に取り組み、四月二四日に経済政策に関する官民合同の諮問機関である経済調査会の設置を実現させた。かかる機関の設置は、一九一四年一〇月頃から模索されていたものであったが、この時点でそれが結実したことは、彼の「戦後の経済戦商業戦に應ずる為めには、我国は各種の方面に於て種々の施設を要し朝野の深き注意と努力を要する」という危機意識が、政権担当者にもかなりの程度共有されていたことを示すものであろう。^⑦

このような認識が生じた背景には、従来自由貿易を堅持してきたイギリスの動向についての懸念があったと推測される。当時の首相アスキスら自由党首脳は自由貿易堅持の姿勢を崩していなかったものの、大戦の激化につれてイギリス国内ではアスキスの自由主義的な戦争指導への批判が高まり、一九一五年五月に組織された保守党・労働党との連立内閣には、自由党批判者の期待を受けて関税改革論者のボナー・ローが植民地相として入閣していた。^⑧かかる状況の下、実際に前節で触れたような貿易制限が実施されたことを踏まえれば、短期的な貿易制限のみならず、自由貿易への先行きそのものについても不安の声が生じ始めたのも不思議なことではなかった。

ただしここで注目されるのは、保護主義の高まりを警戒していたはずの阪谷が別の論説において、会議の参加国には自由貿易主義の国もあれば保護貿易主義の国もあるので「斯の如き重大なる案件が無雑作に一回の会議に依つて解決せられ

やうとは信じられない」とし、また経済同盟の件については「独逸、奥匈国側に於ては、所謂『中欧経済同盟』なるものが企画せられ、之に対する対抗策として、協商国側に於ても『欧洲経済同盟』なるものが発議せられるに至った」としていたことである。^④この発言が世論を慰撫するためばかりではなかったことは、三月末の時点で彼が寺内朝鮮総督に宛てた書簡において、会議は意見交換にとどまるものになるとの観測を述べていることからもうかがえる。^⑤このような見解は先に見た石井の考えとも重なるものであった。つまり、一般的には経済会議への警戒が強まる中で、当局者は会議は実質的な意味に乏しいと考える点において意見が一致していたのである。

では、なぜ彼らの認識はかくも楽観的になったのだろうか。この理由を考える上で重要と思われるのが、日本が会議に先立って得ていたイギリスについての情報である。すなわち、二月一六日のフランスからの正式提案の知らせを受けた井上駐英大使は、参加の閣議決定に先立つこと一週間前の同月二一日にイギリス外相のグレイを訪問し、当該案件についてイギリスの意向を探っていた。そこでグレイが示した考えは、井上によれば次のようなものであった。「本件会議ノ性質ハ一ノ Commission for Study 即チ研究的ノモノト見做シ仮ニ会議ニ於テ何等議決スルトモ政府ヲ拘束スヘキ筋ノモノニアラズ」^⑥。すなわち日本外務省は、少なくともイギリスは来る会議を基本的には情報交換の場に過ぎないものと見なしているという報告を得ていたのである。

そして事実、当時の日英交渉を検討すると、このようなグレイの発言を裏付ける事実が存在していたことがわかる。第一に着目されるのは、難航していたオーストラリアの通商条約加入問題などの案件に関して、この時期にイギリスからいくつかの譲歩が引き出されたことである。

そのきっかけとなったのは、二月一〇日にグレイから通知された日本海軍駆逐艦のインド洋派遣要請であった。^⑦これに對して石井はオーストラリアの通商条約加入問題などが善処されないのであれば、艦隊派遣は困難であると伝えるよう井上大使に指示を出した。^⑧これは艦隊派遣要請をきっかけとして通商条約問題を前進させようとしたものと思われるが、結

果として石井の試みはある程度奏功した。グレイは三月一七日にボナー・ローから日本を満足させうる解決策を講ずるといふ言質を得たことを⁴⁵、さらに二二日にはいくつかの条件付きであればオーストラリア連邦内で通商条約加入問題の商議を進める構えがあることを⁴⁶、それぞれ井上に告げたのである。石井はこの提案を諒とし、艦隊増派を準備する旨をグレイに返答した⁴⁷。この後、加入の条件をめぐる論争は再び紛糾してゆくが、この時点にあつては、石井としては、ボナー・ローらの影響力は限定的であり、イギリスの外交政策決定の中心は自由貿易論者のグレイにあるとの感触を強くしたことである⁴⁸。

第二に、このような見通しは、三月末にパリで開催された連合国間の軍事外交・経済問題に関する調整会議によってより確かなものになったと考えられる。この会議に日本が招聘されたのは開催の直前(三月一八日)であり、代表として松井慶四郎駐仏大使が参加したのみであつたが、同じく会議に参加したベルギー・フランス・イギリス・イタリア・ポルトガル・ロシア・セルビアの諸国からは、多くの首相・外相・軍部首脳らが出席しており、イギリスからもアスキス、グレイ、キッチナー、ロイド・ジョージらが加わつていた⁴⁹。本会議では、経済問題に関しては、分科委員会の報告を踏まえ、来るパリ経済会議で連合国として的一致した経済政策を考究して各国政府に提議することなどが決議として採択されるなど、経済会議の主要議題に関わる問題も議論された。

ただし、既に指摘されているように、ここでのアスキスの反応は会議によってイギリスの通商政策が拘束されることがないように要望した、極めて消極的なものであつた⁵⁰。そしてこのようなイギリスの姿勢は、日本の外交文書にも明確に記録されている。

また、松井は日本を拘束しうる決議の採択にあたつては必ず本国に請訓すべしとの指示を受けていたため、決議に対して留保をつけざるを得なかつたが、イギリスの反応は好意的なものであつたようである。松井の会議報告によれば、会議終了後にはグレイは直接彼に対し「本会議ノ決定ハ別段日本ノ迷惑トモナラザルベキカ」との声をかけ、さらに同月三一

日には、井上がグレイの会議に対する所感として、今回の会議に関して自分はほとんど議題を事前に知っていなかった、首相のアスキスも「余り「コミット」セサル様慎重ニ言説」した、との発言を受けたと報告している。⁵⁴要するに、この時点でのイギリスの言動は、二月にグレイの発言として日本が得ていた情報に沿うものだったのである。

日本の経済会議への参加準備は、このような文脈の中で理解されるべきであろう。四月二五日には、石井は阪谷に対して、連合国の植民地と日本との通商関係に関して商議を遂げるよう内話していた。⁵⁵これはあわよくばオーストラリアの通商条約加入などの懸案をこの期に解決しようという内容だったと思われる。以上要するに、日本政府は会議で連合国への協力を一応進める必要があるが、それを機に各国の通商政策が大きく変化し日本がそれに巻き込まれる可能性は低く、基本的には開戦以来各国と個別に進めてきた通商条約加入交渉などの経済外交の延長として考えていたと推測されるのである。

その後、四月二九日になってようやく、フランスから会議の議案が示された。その要点は、①戦争継続中における同盟国側との通商の禁止、②戦争終息後の商工海運業の回復期における同盟国側のダンピング対策のための通商制限及び連合国間の協力、③永久的措置としての同盟国に依存しない生産体制の構築及び連合国間の協力、といったものであった。⁵⁶本会議が大戦中の措置のみならず、戦後も扱うものであることを日本が初めて知ったのはこの時であるが、イギリスのこれまでの態度を踏まえれば、会議への見通しに大きな動揺を与えるものではなかったと言えよう。

五月一日に代表団がパリに向かって出発した時の日本の状況認識と政策はおおよそ以上のようなものであった。次章では会議の決議とそれを受けた日本の対応を検討し、ここでみた認識や政策が如何に変遷したのかを考えたい。

① 大戦中の日本の貿易状況に関しては、日本学術振興会編『通商条約

と通商政策の変遷』（世界経済調査会、一九五一年）第三章第一節、

高村直助「大戦景気」井上光貞ほか編『第一次大戦と政党内閣』（山

川出版社、一九九七年）などを参照。なお、一九一五年度における日

本の総輸出入額のうち、イギリス及びイギリス植民地との間の輸出入

額は、それぞれ約二二%、約三九%の割合を占めていた（日本銀行統

- 計局編集・発行『明治以降本邦主要経済統計』（一九六六年）二九〇～二九五頁より算出。
- ② 一九一〇年三月二五日付加藤高明駐英大使宛小村寿太郎外相公信、外務省編『日本外交文書』通商条約関係第一巻第一冊（日本国際連合協会、一九五四年）四六一～四六五頁。
- ③ 諸井六郎「条約改正意見」（一九〇八年一月）稲生典太郎編『条約改正資料集成』六（原書房、一九九四年）二九～九〇頁。
- ④ 一九一五年一月二五日付井上宛加藤公信、外務省編纂・発行『日本外交文書』大正五年第一冊（一九六七年）一八三～一八四頁。以後『日本外交文書』に関しては、『外文』五一一の要領で略記する。
- ⑤ 同三月六日付本野宛加藤公信、『外文』四一一、一七四頁。
- ⑥ 同三月二九日付加藤宛本野電報、同右、一七四～一七五頁。
- ⑦ 同一月〇三日付本野宛石井菊次郎電報、同右、一七六頁。
- ⑧ 「仏領関税問題」『読売新聞』同七月二二日付など。この加入交渉に関する外交文書は発見できなかったが、後述するように経済会議の際に本問題に関する折衝も行われていることから、報道内容は正確であると思われる。
- ⑨ 前掲注④。
- ⑩ 一九一五年五月一八日付加藤宛清水公信、『外文』五一一、一八六～一九〇頁。
- ⑪ 工藤章「日独経済関係の変遷」工藤・田嶋信雄編『日独関係史Ⅰ』（東京大学出版会、二〇〇八年）八五頁。
- ⑫ 「二十一カ条要求」へ向かう大戦初期の日本外交については、奈良岡聰智『対華二十一カ条要求とは何だったのか』（名古屋大学出版会、二〇一五年）。
- ⑬ 等松春夫『日本帝国と委任統治』（名古屋大学出版会、二〇一二年）第二章。
- ⑭ 森川前掲「一九一六年のイギリス輸出入禁止政策と日本外交」。
- ⑮ 千葉功『旧外交の形成』（勤草書房、二〇〇八年）、第四部第一章、第二章。
- ⑯ 一九一五年二月八日、衆議院本会議での発言、「帝国議会議事録検索システム」（<http://veikokuigikai.ndlg.jp>）。
- ⑰ グリーン駐日英国大使は、ロンドン宣言加入に関する日本のメディアの論調は好意的であると報告している（Sir C Green to Sir Edward Grey (November 3, 1915), Ann Trotter, ed. *British Documents on Foreign Affairs: Reports and Papers from Foreign Office Confidential Print Part III: From the First to the Second War Series E, Asia, 1914-1939*, Fredrick, M.D.: University Publications of America, 1991 vol.II p. 86）。
- ⑱ 一九一六年二月二日、貴族院本会議における杉田定一の質問、前掲『帝国議会議事録検索システム』。
- ⑲ 「政府の違法処分陳謝」同三月五日付、「英艦の国旗凌辱」同三月九日付、「日英外交上の大失態」同三月二二日付、「英艦の邦船威迫事件」同三月二五日付、など。
- ⑳ 原田前掲論文。なお阪谷以外の委員団の顔ぶれは、田付七太（フランス大使館参事官）、森賢吾（海外駐筋財務官）、鶴見左右雄（農商務書記官）、矢部規矩治（大蔵技師）、田昌（大蔵書記官）、杉村陽太郎（フランス大使館三等書記官）というものであった。
- ㉑ 本問題に関しては、内閣官房から外務省に対して在外公館からの報告は内閣官房に伝えるようにとの指示が出されており（一九一六年五月九日付幣原喜重郎外務次官宛江木翼内閣書記官長公信、「各種調査委員会文書・聯合國経済会議書類・一関係書類」委00138100（国立公文書館所蔵）、以後「関係書類」）と略、実際にはほとんどの外交文書は大隈重信首相及び江木の回覧に付されている。ただし、本稿で述

- べるように、経済会議についての内閣の方針は基本的に石井の従来の外交姿勢と重なるものであり、その後も会議前の段階で内閣から外務省の決定を変更させる指示が出されたことは確認できず、現地の委員団と本国の外務省との情報交換が政策決定にあたっての基礎となっていたと考えられるので、ここでは石井外相を中心に検討する。なお、以下本稿で言及する国立公文書館所蔵史料及び「外務省記録」は全てアジア歴史資料センター (<https://www.jacar.go.jp>) で閲覧した。
- ②② 前掲工藤論文、八五頁。
- ②③ 『外文』五十三、二四一～二四二頁。
- ②④ 同右、二四五～二四六頁。
- ②⑤ 本野が連合国への協力を進めることで日本の権益を確保しようとする立場をとっていたことは、佐々木雄一『帝国日本の外交』（東京大学出版会、二〇一七年）第五章で指摘されている。本稿はそのような本野の姿勢が経済的側面においても表れていることを示すものである。
- ②⑥ 一九一六年一月二五日付石井宛本野電報、『外文』五十三、二三九頁。
- ②⑦ 同五月一八日付石井宛本野電報、同右、二五二～二五四頁。
- ②⑧ 一九一四年九月八日付寺内正毅宛本野書簡「寺内正毅関係文書」（国立国会図書館憲政資料室所蔵、以下「寺内文書」と略）一七八～一。
- ②⑨ 一九一五年二月八日衆議院本会議での発言、前掲『帝国議会議事録検索システム』。
- ③⑩ 千葉前掲書、三〇七頁。
- ③⑪ 『東洋経済新報』第七三八号（一九一六年四月五日）。石井「帝政延期勧告と経済会議の内容」『朝鮮及満洲』第一〇六号（同五月一日）も同趣旨。
- ③⑫ 本書がドイツの政策に直接反映されたわけではないが、その内容は同年のドイツ軍の東欧進撃によりドイツ国内外で強く意識されるようになった。日本でも小野塚喜平次・建部遯吾らによりその概要が紹介されていた（木村靖二『第一次世界大戦（ちくま新書、二〇一四年）一三一～一三二頁、板橋拓己『中欧の夢』山室信一ほか編『現代の起点第一次世界大戦四 遺産』（岩波書店、二〇一四年）。
- ③⑬ 原田前掲論文。森川前掲「一九一六年のイギリス輸出入禁止政策と日本外交」。
- ③⑭ 「経済同盟と我が対外貿易」(田談「報知新聞」一九一六年三月一七日付。仲小路「寧ろ自由の境地に立て」『金星』第四卷第四号(同四月一日)、「情弊を廢して断行せよ」『朝鮮公論』第四卷第五号(同五月)。同三月一六日付寺内宛勝田書簡「寺内文書」二九七～一六。
- ③⑮ 「聯合國經濟會議特派委員長一行を送る」『東京商業會議所月報』第九卷第五号(同五月二五日)。
- ③⑯ 「經濟同盟加入条件」『東京經濟雜誌』第一八五六号(同六月一七日)。
- ③⑰ 阪谷「戦後に於ける世界の經濟觀」『財政經濟時報』第三卷五号(同五月一日)。
- ③⑱ 經濟調査會設置の経緯については、前掲原田論文参照。
- ③⑲ 大戦中のイギリス国内における、関税改革論者の(一時的な)台頭に於ては、P.J.ケイン／AG.ホプキンス著、木畑洋一／且祐介訳「ジェントルマン資本主義の帝国Ⅱ」(名古屋大学出版会、一九九七年、原書は一九九三年)三八～四四頁。
- ④⑰ 阪谷「經濟同盟は必然の趨勢」『金星』第四卷第四号。
- ④⑱ 一九一六年三月二七日付寺内宛阪谷書簡「寺内文書」二六三～三。
- ④⑲ 同二月二日付石井宛井上電報、『外文』五十三、二四一頁。
- ④⑳ 同二月一〇日付石井宛井上電報、同右、三八三～三八四頁。
- ④㉑ 同二月一九日付井上宛石井電報、同右、三八五頁。海峡植民地にお

ける日本人医師の営業許可・移民問題の善処も同時に要求された。

④5 同三月一七日付石井宛井上電報、同右、三八七頁。

④6 同三月二三日付石井宛井上電報、同右、三八八―三八九頁。

④7 同三月二六日付井上宛石井電報、同右、三八九―三九〇頁。実際に、シンガポールに派遣されていた第六艦隊に巡洋艦二隻、駆逐隊一隊が増派された(平間洋一『第一次世界大戦と日本海軍』慶應義塾大学出版会、一九九八年、二二三頁)。

④8 シドニー総領事の清水は、本件については、実質的にはイギリス本国よりも、オーストラリア連邦首相のヒューズの説得を重視すべきと進言していたが(一九一五年二月二日付石井宛清水公信、『外文』五一―、一九三頁)、石井はグレイとの連絡を重視した。なお、イギリス側から見た本問題の経過は、Nish, Ian, *Alliance in Decline: a study in Anglo-Japanese relations, 1908-23*, The Athlone Press, 1972, pp. 171-173.

第二章 経済会議の決議と日本

第一節 決議の採択と大隈内閣の対応

五月二七日にロンドンに到着した阪谷ら委員団は、同月三一日にグレイが主催する午餐会に出席し、経済会議にイギリス代表として参加するボナー・ローやオーストラリア代表ヒューズらとも面会することとなった^①。

この場で阪谷らは再びグレイからイギリスの会議への姿勢を聞くことになったが、その内容はこれまでの彼の発言を改めて確認するようなものであった。すなわち、第一に今回の会議においてイギリスから行う提案は特になく、第二に会議の決議への参加は本国政府の事後承認を必要とするものであり、その採用の可否は各国政府の自由であるというのである。

④9 『外文』五一三、三二六―三二七頁。

⑤0 同右、三二七頁。

⑤1 以下、本会議の内容については、一九一六年四月二九日付石井宛松井公信、同右、三三二―三三六頁。

⑤2 Bunselmeyer, *op. cit.*, pp. 37-38.

⑤3 一九一六年三月二五日付松井宛石井電報、『外文』五一三、三二七―三二八頁。

⑤4 同三月三一日付石井宛井上電報、同右、三三一―三三二頁。

⑤5 「聯合國經濟會議御用日記」同四月二五日条(阪谷芳郎関係文書)五九三(国立国会図書館憲政資料室所蔵、以下「阪谷文書」と略)、原田三喜雄編『第一次大戦期 通商・産業政策資料集』第一卷(柏書房、一九八七年、以下「資料集」と略)に所収。

⑤6 『外文』五一三―二四六―二五一頁。

これらの発言を聞いた阪谷は、「今回ノ會議ノ結果トシテ英國ノ Fiscal policyニ何等變動ヲ見ルコトアランニハ延イテ日本国民ノ懸念スル所ナリ」と単刀直入に尋ねたが、グレイの態度は揺るがなかった。すなわち、「フィスカル・ポリシー」の件は我国の二大政党間における大きな政策的争点であるが、現在の挙国一致内閣下ではこのような党争問題は議論しないことになっている。戦争遂行の財源確保のために現行関税に変更を加えることはあるかもしれないが、これは「フィスカル・ポリシー」の変更とは別問題であるというのである。阪谷はなおも続けて今回の會議の意味や、會議の持つ拘束力について問い質したが、グレイの回答は従来の發言の内容を超えるものではなかった。會議直前の日本代表団に示されたのは、これまでと変わらず會議に対して消極的な姿勢に終始するイギリスの姿だったのである。

この後、委員団はグレイとの會談の内容を本国に打電し、六月一二日に改めて會議に関する日本の方針について請訓した。阪谷の考えは「可成受働的態度ヲ保チ帝國將來ノ行動ニ拘束ヲ受ケザル様注意シ主トシテ參考トナルヘキ材料ヲ得ルノ方針ヲ執ルコト」であつた^②。翌一三日に一行はフランス商相のクレマンテルとも面会して関税問題などについては各国の自由協議に任せることなどを確認し、この情報も本国に伝えられた^③。これらの情報を前提に、一五日に本国からは、阪谷の提案を是としたうえで、外務・大藏・農商務三省の合意の上で作成された連合国に対する禁輸解禁希望商品リストが伝達された^④。會議が開催されるときに至るまで、日本は會議に関するこれまでのイメージを維持し、実務的な交渉を眼目においていたのである。

以上のような過程を経て、日本代表団は本會議に向かうこととなった。四日間の會議の末採択された決議の梗概は、次のようなものであつた^⑤。

- 甲 戦時に対する措置：① 対敵通商を禁止する法令及び条規を調整する、② 連合国領土内における敵国民の所有・経営を制限する、③ 敵国への物資供給を防止するために既に講じられている措置を徹底する

乙 連合国の商業、工業、農業及び海運業の回復期に関する過渡的措置：①連合国間で原料品・工業及び農業上の設備、商船などの現状回復の方策を共同で考究する、②敵国との通商条約は戦争のために消失したものと見なし、戦後の一定期間敵国には最恵国待遇は与えない、③連合国間における資源の融通を優先する取り決めを結ぶ、④敵国の「ダンピング」を防止するため、連合国は一定期間、敵国の商業を特別規定の下におき、敵国の産貨物を輸入禁止または特別規定の下に置く、⑤敵国国民が連合国領土内で国防または経済的独立に関係する産業・職業を営むことを防止する

丙 連合国間における共助及び協力の永久的措置：①連合国は原料・製品の敵国に対する一切の隷属関係より離脱するため必要な措置を講ずる、②連合国間で産物の流通を円滑ならしめる、③連合国は特許権、生産地表記、製造票及び商標に関する法制を可能な限り統一する

この条文が日本国内でどのように解釈されたのかについては後に詳しく検討するが、実際には会議の準備段階での折衝で、強固な対独封鎖同盟を志向するフランスに対して、イギリスは自由貿易の余地を残すことを主張し、両者の考えが折衷されてゆくこととなった。その結果、決議文はあくまで一般論的に連合国の経済協力をうたったにすぎないものとなり、本会議自体もわずか四日間であつた。^⑥

しかし、日本の代表団が作成した会議報告書によれば、その中でもいくつか議論が紛糾した項目があることが指摘されている。^⑦ その中でも特に注目されるのが、最終的には乙項（過渡期的措置）の第四号に結実する条項についての議論である。この条項には各国委員からの異論が噴出し、最終的にはその期間を二年とする予定だったものを「一定ノ期間」と曖昧な言葉に修正することで通過したのである。

この過程も結果としては参加国が妥協可能な抽象的な文言に落着いた。しかし、ここで注目されるのは、報告書に記されているイギリス代表及びカナダ代表の言動である。すなわち、会議報告書によれば、この場でボナー・ローは本問題は

イギリス委員のもつとも重要視するところであつて、その通過を熱望するものであると言明し、カナダ代表委員のフォスターも戦後ドイツのダンピングに備えることは不可欠であるとした。彼らまた、会議の最終段階（二七日）において、決議を有効なものとするため、各国代表委員は自国政府に直ちに決議の実行を建議するとの文章を加えるべきとの提案も行い、これが採択されることになつたのである。^⑧

会議の決議自体は全体として日本に予め告知されていた内容を大きく出るものではなく、阪谷自身、日本が決議に付した留保は「英国委員ヲ初メ各国委員モ大ニ我意ヲ諒トシタルモノノ如シ」と伝えていた。^⑨ 事実、クレマンテルはこの後、駐日仏大使によれば日本の新聞は本会議が関税同盟の形成を意図したものであると非難しているようだが、そのようなものでは決してないと言明している。そしてさらには、日本が希望していた仏領インドシナの日仏通商条約加入にも尽力すると伝えてさえいるのである。^⑩

しかしながら、阪谷に強い印象を与えたのは、決議の内容そのものというより、日本が会議への対応を考えるうえで重要な基準としてきたイギリスの代表者が、予想外の振る舞いを見せたことであつた。彼は六月二二日に会議中明瞭に看取されたこととして、①連合国が敵国の経済的威力と自国の弱点を理解していること、②戦時及び戦後の経済政策を真剣に検討していること、③国民経済を独立させようという氣勢が旺盛であること、④敵国への自衛上、多少の犠牲を払つてでも連合国間の結束を固くすること、⑤諸国は戦後兵戦に次いで商戦が到来することを覚悟していること、との五点を挙げたうえで、さらに会議全体の所感を次のように本国に報告した。

英国委員ノ態度ハ本職カ倫敦ニ於テ「グレー」氏ヨリ聴取セシ所ニ反シ頗ル積極的ニシテ、同国現下ノ事態ニ基ク新政策即チ戦後ノ経営ヲ基礎トシ新経済方針ヲ立テントスル意見漸次勢力ヲ占メツアルモノノ如キ感想ヲ懐カシメタリ〔中略〕本会議ノ決議ハ必スシモ示威的文句トノミ解スヘカラス、寧ロ之ニ依リテ連合各国政府ノ経済政策将来ノ趨向ヲ察知シ得ヘキニ似タリ^⑫

すなわち、阪谷にとって今回の会議におけるイギリスの態度は、イギリス国内においてアスキス・グレイに代表される自由貿易堅持を主張する勢力が苦境に追い込まれていることを示すものとして捉えられたのである。阪谷は会議前の時点でフランスが戦後にかけて経済封鎖を継続しようとしていることに着目していたが、会議でのイギリスの言動を受けた結果、これを契機として連合国の通商政策が明確に変化してゆくと考えるに至ったのであった。

このような感想をもったのは、独り阪谷にとどまるものではなく、ロンドン代理総領事の山崎馨一も、七月一日に阪谷の報告を裏付ける公信を発していた。^⑭山崎は決議の内容を特惠関税制度の実現を強く希望するイギリス実業家の意向が強く反映されたものであると見た。すなわち、アスキス内閣は当初経済会議をさほど重要視していなかったが、自由貿易を批判する世論は自分たちと意見を同じくするヒューズらを委員に加えることを要求し、政府はやむなく彼とランシマン、ボナー・ローを委員に加えた。これは「当国実業界言論界ノ満足ヲ買」うものであった。そして今回の決議内容をイギリス国民は「其予想以上ニ積極的且具体的ナリシヲ意外トシタ」ようであり、今春来戦後経済政策の革新を主張してきた勢力は「本会議ノ爾来彼等ノ主張ガ大体ニ於テ裏書セラレタルコトヲ喜」んでいるというのである。

確かにボナー・ローらが会議に加わったのはアスキス政権が国内の保護主義者の声に押されたためであり、関税改革論者の多くは決議を自己の要望を反映させたものとして歓迎したとされる。しかし、このことによって、会議の決議の意味合いがただちに大きく変化したわけではなく、その後のイギリスの通商政策に彼らの意見が十分に反映されたわけでもなかった。^⑮その点で在欧の外交関係者の意見は関税改革論者の影響力を過大評価していたものと言えるが、この時点にあつては自身の実感を率直に報告したものだつたと考えられる。

では、これに対して、日本国内では決議の内容はどのような受け止められたのだろうか。日本の主要新聞は経済会議が開催される直前の時期から、連日その内容を大きく報道していた。そして前章で確認したような危機感から、会議直前及び会議中には、経済同盟問題が提起・議論されることを警戒する論説が発表されていた。^⑯しかし、会議が終了し決議内容

が一般に知られる頃になると、多くの新聞は、決議の内容は実質的意味に乏しく、連合国の結束を表明したという点が評価されるのみである、との趣旨の報道を行った。¹⁷⁾ なかには決議の実行は困難であり、日本が無理に決議を採択する必要はないとする論説も存在したが、その場合も連合国が一致した声明を出したことは評価し、この決議自体が日本が懸念する経済戦争の準備を整えるものであるという見方は否定していた。¹⁸⁾

商業会議所の動向も概ね同様の理解を前提としたものであった。決議をうけた全国商業会議所連合会は同問題に対する政府への意見案を採択し、八月一日に東京商業会議所会頭の中野武宮から政府に提出された。この建議書は、決議の第二(乙)項に関しては、その承認にあたって、①日本の連合国への輸出品に対する待遇を改善すること、②連合国一植民地間で特惠関税制度を形成しないことを要望しており、この点は会議直前に採択された六商業会議所の希望事項とほぼ同じであった。ただし、決議の第一(甲)項である戦時中の措置に関しては「全然之に同意」し、決議全体に対しては「大體之に同意」するとされていることから明らかなように、決議は総体として関税改革を約したものではないと受け止められていた。¹⁹⁾ 以上を要するに、日本国内において経済会議の決議内容は、実際のところは事前の懸念とは異なつて自由貿易そのものを脅かすものとは捉えられず、その承認は是認されていたと言えるのである。

このように、決議文そのものから受ける印象と、外交関係者が伝えてくる情報が必ずしも一致しないなかで、大隈内閣が決議をどう受け止めたのかは、史料的に明確にはわからない。ただ事実として言えることは、同内閣の決議承認に向けた動きは緩慢であつたということである。²¹⁾

フランスから決議の早期の承認が要請されていたことと、この段階での関税同盟の形成を否定する発言があつたことは日本本国にも伝えられていた。²²⁾ また会議に参加した主要国は、関税同盟への意見如何にかかわらず、いずれもこの頃までには決議の承認を決定あるいは表明していた。²³⁾ しかしこのような状況のなか、フランスからの再度の承認要請がなされると、大隈内閣は態度表明は阪谷らの帰国を待ち、その意見を聴取してからでもよいだろうと外務省に指示を与えた。²⁴⁾ そし

て政権が交代するまでのその後の二か月間で、政府が決議について態度を明確にすることはついになかったのである。

八月一日に東京商業会議所での日露協約締結祝賀会の席上で行われた大隈と石井の演説は、政府がこのような態度をとった理由を考える上で示唆的である。²⁵⁾この席で大隈は、全国商業会議所連合会が経済会議への賛同を表明したことに謝意を示しつつも、戦後の各国は国力を回復させるため、「或は余儀なく保護政策、関税政策、此の如きものに依るの止むを得ぬと云ふことになるかも知れぬ」との考えを示した。石井も、大隈と同じく商業会議所の賛同に感謝する一方で、「巴里会議の決定事項に対しまして政府の意向は如何であると云ふことは私より今日申し上げる場合ではありませぬ」と煮え切らなかつた。

阪谷の報告内容は、大隈内閣が会議準備にあたって前提としていたイギリスの動向についての認識を大きく覆すものであり、内閣を困惑させるものであつたことは想像に難くない。²⁶⁾大隈内閣は内政面において政権授受をめぐる動きが活発化していたことも相まって、結論を阪谷が帰国し詳しい報告を受けるまで先延ばしにしていたのではないだろうか。結局、決議の承認は後継の寺内正毅内閣に委ねられることになるのである。

第二節 寺内内閣期の対応

一〇月九日、大隈内閣に代わって寺内内閣が成立した。内閣成立後ほどなくして、大隈内閣は決議に関して目立った動きを見せてこなかつたが、新内閣は果たしてどう対応するか注目されると論じた新聞社説が発表されたように、本問題は内閣の大戦への関与の方向性を示す一つの試金石といえた。²⁷⁾

寺内内閣の決議承認に向けた閣内における交渉日程そのものは具体的にわからないが、一月二五日には外務・内務・大蔵・農商務・通信各省次官の間で折衝がもたれることになっており、この時期にはかなりの程度検討が進んでいたと思われる。²⁸⁾そしてその後、本問題は枢密院官制六条六号（臨時に諮詢が必要な事項）に該当するとして枢密院への諮詢が決定

し、一二月九日から一八日にかけて審議が開催されたのである。²⁹⁾

この枢密院での議論では、寺内内閣の本問題への課題意識と態度が端的に表現されている。したがって、その内容をやや詳しく確認してゆきたい。³⁰⁾

一日に開催された第二回目の審議において、新たに外相に就任した本野一郎は決議を承認する理由を次のように説明した。「日本ハ既ニ聯合國ト為リタル以上、之ニ参加シテ共同ノ敵國ヲ苦シムルノ手段ヲ採ラザルベカラズ〔中略〕本決議ハ經濟上我國ニ取リテサシタル不利益ナク又我國ノ利益ヲ害セサル手段ヲ採ルベキ余地アリ」。この説明に対し、枢密顧問官の伊東巳代治は、日本は日英同盟に基づいて連合国側に立つて参戦したのであり、決議の第一項はこの趣旨に沿うものだが、二項以降はそうではなく大義名分にもとつており、それ相応の代償を求めて然るべきである、と述べた。しかし、本野はさらにこう続ける。「既ニ此ノ戦争ニ参加シタル以上總テノ手段ヲ尽シテ出来得ル限り参加ノ事實ヲ挙ゲザルベカラズ〔中略〕余ハ昨年来或ル事変ノ際其ノ機会ヲ巧ニ利用セバ地図ノ改定ニ与リ得ヘシト考ヘ当時其ノ旨本省ニ上申シタルモ遂ニ採納セラレザリシナリ、日本ニ於テハ山東戡定以来我事了レリト為スノ風アリ、政府ノ処置、民間ノ意向動モスレバ斯クノ如キ觀アリ、是レ甚ダ奇怪ナリ、余ガ這回政変ノ際直チニ外務大臣ノ任ヲ受ケルハ聊カ這問ノ抱負ヲ行ハムガ為ナリ」。既に確認したように、本野はかねて連合国への積極的な協力により日本の大陸権益を維持・拡大することを目指しており、その観点から本決議も速やかに承認すべきとしたのである。³¹⁾

ただし、決議の承認はそれに関連する国内立法も要請するものであり、これまで会議の方針作成に中心的役割を果たしてきた外務省に加えて、大蔵省・農商務省などの経済関係の閣僚の意見もその重要性を増すことになる。そしてここで想起したいのは、田通相、勝田蔵相、仲小路農商相ら寺内内閣の経済関係の閣僚は、いずれも会議前の段階で日本が会議に加わることに否定的だったことである。実際に、仲小路は会議終了直後にも連合各国と利益を異にする問題に関しては自国の利益を改めて主張してゆくべきだと述べ、農商相として出席したこの場においても、「我國ノ負担少カラサルモ大体

ノ上ヨリ見テ相当ノ制限ヲ附シテ之ニ同意スルコトヲ得策ト考フ（中略）戦後尚永久ニ今日ノ敵国ニ対シ經濟戦争ヲ継続セムトスルモノニシテ不穩当ノ嫌ナキニ非ズ」と本野とは対照的に、本決議が日本にとって一定のデメリットを孕んでいることを認めていたのであった。

では、彼はいかなる観点から決議承認を是としたのであろうか。答弁はこう続いている。「然レドモ戦後独逸ノ侵迫ニ対シ與国相謀リテ自給自足ノ策ヲ攻究採用セムコトヲ申合ワスノ趣旨ニシテ其ノ要項ハ通信機關ノ整備、發明權ノ保護等ニシテ結局攻究ヲ目的トスルモノナルガ故ニ是レ亦承認差支ナシト認ム」。

ここで述べられている自給自足の時代に即応した統一的經濟機關の設置は、実は仲小路のかねてからの持論であった。彼は會議参加前の段階から論壇においてこの主張を展開し、寺内内閣の成立直後にも同様の見解を表明していた³⁴。そして実際に彼はこの審議が行われていた一二月中に、「巴里經濟會議承認後の措置に就て」と題した、資源開発のための調査機關の設置を提唱する意見書を閣僚に提出すると同時に、寺内個人に対しても「過日小官ヨリ提議致候産業調査之儀ハ國家前途之為メ緊要不可欠國策ト実ハ数年前ヨリ確信致居リタル儀ニ有之、今回巴里經濟會議承認ト共々堂々之ニ着手致候ハ洵ニ絶好之機會ニ有之」と書き送ったのである³⁵。つまり、仲小路は日本とドイツの通商関係が制限されるという点で經濟會議の結果自体は好ましくはないが、自分が構想していた機關の設置に本格的に取り組む契機になると見なし、その点に承認の意味があると考えたのであった。

このように、寺内内閣による經濟會議の決議承認の背景には、對連合國協調の一層の強化・經濟的統一機關の設置という大隈内閣には見られなかった二つの発想があった。結局、枢密院審議の通過を経て、一二月二八日にフランス大使に対して決議の承認が正式に通告された³⁷。そして翌年の上半期にかけて、この決議を実体化するための国内措置が講じられていくこととなった。

まず、決議の第一項に関連して、四月二四日には同盟国との通商取引を禁じた對敵取引禁止令が公布され（勅令四一号）、

ついで帝国議會での審議をへて七月二〇日に工業所有權戦時法が制定され、敵国の特許權は制限を受けることとなった。

これらの法令制定と並んで、仲小路が提唱した經濟機關構想も推進されていった。彼の産業調査会の提案は、少なくとも二月初旬までには寺内が最終的に承認するところとなり、同月一四日に農商務省に臨時産業調査局が設置されることとなった。同局の具体的な活動内容についての検討は今後の課題であるが、関係者の回想によれば、特に鉄・ソーダという「基礎工業」の調査に主眼が置かれ、中国及び南洋・南米に多くの調査員が派遣されたこと、そしてこの機関に対する仲小路の熱意が並々ならぬものであったことがうかがえる。外交・經濟の両面において寺内内閣は決議に實質的意味を見出していたことがわかる。

そしてこのような動きと並行して、阪谷ら実際に代表団として會議に参加していた人たちも、その結果を受けた施策を要望するようになっていた。阪谷は會議によって、事前の予想を上回る連合国の戦意の高さと関税同盟への志向に衝撃を受けていたが、このような彼の認識は、會議後にフランス・イタリアを歴訪し、ヨーロッパの戦場と銃後とを実際に見聞するなかで、より確かなものになっていった。

阪谷はまず七月二四日に伊集院彦吉駐伊大使と、八月二九日には松井駐仏大使とそれぞれ會談したが、ここでは連合国の勝利は疑い得ないこと、中国を連合国に引き入れかつドイツに対する經濟封鎖に加わること、講和會議における発言力や、中国問題に関する日本の立場を有利なものにするであろうこと、さらに日本の中国權益を確保するために連合国への積極的な武力援助が必要であることなどが確認された。彼はさらに八月二九日にはクレマンテル、翌三〇日にはブリアン仏外相と會談し、帰国後は最低限の除外事項を除いて決議承認を実現させるべく尽力したいという旨を伝えた。會議の経験は、彼に日本も連合国援助を進める必要があるということまで以上に意識させたのであった。

そして彼は帰国後、自身の訪欧体験を演説、あるいは論考として発表するが、そこで力説されたのは、連合国支援の必要性に加え、連合国が主要産業の「自給自足」を可能とする体制作りを力注いでいることであり、日本も同様に国内産

業基盤を整備する必要性があるということであった。⁴²このような見解は、鶴見左右雄のような委員として阪谷に随行した農商務官僚にも共有されたものであった。⁴³

そして、彼らはこのような問題意識のもと、より大規模な産業機構の整備を模索する。すなわち、阪谷は帰国して二か月ほど経った一九一七年一月六日に仲小路に対し「商務省」の設置を提案し、さらに二日後には元老松方正義へも同様の建言を行った。そして帰国後水産局長に就任していた鶴見ともこの件を打ち合わせた上で、最終的には四月一日に寺内内閣の閣僚に正式に意見書を提出したのである。⁴⁴

この意見書の内容は次のようなものであった。欧州各国は大戦中及び戦後の商工行政の重要性を認識し、その担当官庁として商務省を新設しているが、日本ではこれに相当する機関は農商務省商工局一局のみである。しかし、日本の大戦中の貿易の拡大と、大戦の結果世界の商工業が大きく変化するであろうことに鑑みれば、このような機関は日本にとって各国以上に必要なものである。したがって、この際各省に分離している商工行政機関を一元化し、人材登用を活性化、商工業機関との連絡を密にしてゆくべきだというのである。⁴⁵

ここで直接に主張されていることは農商務省商工局の分離・拡大独立であると思われるが、本意見書と一緒に残されているメモからは、その内部局として工務・軍需・労働・特許の各局に加えて貿易局の設置も構想されていることがわかり、最終的には産業に加え海外貿易に関する幅広い分野を管轄する機関が構想されていたと考えられる。阪谷は会議前から経済諮問機関の必要性を唱え、それは経済調査会の発足として実現していたが、会議の経験によってそのみでは不十分と考えるようになったのだ。また、先の枢密院審議において、伊東から、経済会議のように外交と経済の両分野にまたがる国際問題に対処する際、その主管官庁はどこになるのか、という問いが発せられていたが、これはそのような問題に対する一つの解答ともなりうるものであった。通商貿易及び産業機構の統一という問題は明治初期から昭和戦前期に至るまで一貫して存在していた課題であったが、⁴⁶経済会議という経験をへて、農商務官僚を巻き込んだ具体的な政策提言とし

て姿を現したのである。

ただし、阪谷のこのような意見は政府によって即座に受け容れられることはなかった。まず連合国協調ということに関して言えば、一九一七年二月に第二特務艦隊が地中海に派遣された以外には目立った措置はなかった。四月一九日に阪谷は本野と会見するが、日本軍の欧州派兵の必要性を説く阪谷に対し、本野は政府・陸海軍ともに反対していることを伝え、二人は「互いに日本人が国際事情に通じ、日本ノ地位ヲ欧米諸国ニ認識サセラヌコトヲ嘆息」した^{④⑧}。連合国への協力を一層強化することへの閣内合意をとりつけることは困難であった。

商務省設置についても、この時点では実際の政治日程にのぼることはなかった。七月八日に貴族院予算委員会の場で阪谷がこの問題を仲小路に改めて提起した際、仲小路も現在検討中であり、本年の通常議会においてその計画を明らかにしたいと答えていたもの^{④⑨}、実際にはこの答弁以上のかたちで、機構の整理・新設が検討された形跡は確認できないのである。

ここで示されているように、阪谷の政策論は、各論としては閣僚の一部に共有されていた。そして阪谷の政策の根底にある自由貿易の先行きへの危機意識も、一見すると寺内内閣の姿勢とかなりの程度重なっているようだった。寺内自身は「自給自足」経済の必要性をしきりに唱えており^{⑤⑩}、また一部のメディアでは、同内閣の政策は統制色の強いものであり、各国の自由貿易を担保したはずの決議の内容に反しているという批判が展開されていた^{⑤⑪}。

しかしより詳しく検討すると、決議そのものを直ちに閣内同盟形成に繋がるものとは見なしてはいないという点で、寺内内閣の考えは、先に確認した一般的な見方と同様であったことがわかれる。この点に関して示唆的であるのが、寺内内閣において決議承認に関する日本の利害を検討する際に作成されたと思われる「連合国経済会議決議承認ノ件」なる文書^{⑤⑫}である。本文書は、決議と日本の関係について次のように述べる。現状、ドイツの経済勢力を一掃することに協力することは、いたずらにイギリスを利するだけであって、むしろ英独を互いに競争させる方が日本にとって有利であるとい

う者もあるが、かかる政策を行うだけの實力は我国にはなく、英独いずれにも与しない曖昧な態度は却って日本を孤立に追い込んでしまう。さらに経済的利害を考えてみれば、英露仏の貿易相手国としての重要性は極めて大きいものがあり、さらに東南洋及び北米の植民地との貿易は今後ますます重要になるであろう。ここで決議に加わらずに連合国植民地から「通商上特殊ノ利益」を剝奪されることがあればそれこそ大損害である。よって、「今日ハ飽ク迄モ聯合國側ト歩調ヲ一ニシテ若干ノ不利益ハ之ヲ忍ブモ出来得ル限り誠意ヲ表シテ之ヲ援助シ将来平和談判ニ於テ相当ノ権限ヲ得、且通商貿易上ノ利益ヲ維持スルノ途ニ出サルヘカラス」と。すなわち、ここで見られる日本の通商利益を保護するためには決議の承認が不可欠という認識からは、連合国への協力の実績を挙げるべきという本野に典型的に見られる発想とともに、決議自体は対独経済封鎖の内容を超えて、連合各国との通商関係にまで制約を及ぼすものではないという考えが看取されるのである。もちろん、決議の承認自体は不可避なものであっただろうが、本来は連合国への協調の程度という点に関しては、ほぼ意見を真逆にしていた本野と仲小路をはじめとする他の閣僚が特に衝突をすることもなく、寺内内閣が決議にスムーズに賛意を表明することができたのは、このような背景も関係していたと思われる。

このように、状況の切迫性に関しての認識について見れば、本国の寺内内閣と、現地を経験した阪谷らとの間では、なお温度差があったことがわかるだろう。そしてかかる差異は、政策実行への意欲という点においても反映されざるを得なかったものと考えられる。

- ① 一九一六年六月一日付石井宛井上(阪谷)電報、『外文』五一三、二五四―二五六頁。
 ② 同六月二日付石井宛松井(阪谷)電報、同右、二五六―二五八頁。
 ③ 同六月三日付石井宛松井(阪谷)電報、同右、二五八―二五九頁。
 ④ 同六月一日付松井(阪谷)宛石井電報、同右、二五九―二六〇頁。
 ⑤ 同六月一日付石井宛松井(阪谷)電報、『外文』五一三、二五五―二五九頁。
 ⑥ 秋富前掲論文。Rothwell, *op. cit.*, p. 289.
 ⑦ 一九一六年八月二日付石井宛松井(阪谷)公信、『外文』五一三、二五五―二五九頁。
 ⑧ 同六月一日付石井宛松井(阪谷)電報、同右、二六八―二六九頁。

- ⑨ 同右。
- ⑩ 「日記」〔阪谷文書〕六八八〜六九〇、以後「阪谷日記」と表記
同七月四日条。
- ⑪ 「阪谷日記」同八月三〇日条。
- ⑫ 同六月二日付石井宛松井（阪谷）電報、『外文』五三三、二七七〜二七九頁。
- ⑬ 前掲注③。
- ⑭ 一九一六年七月一日付石井宛山崎公信、「欧州戦争ノ経済貿易ニ及
ホス影響報告雜件／中立国及交戦国ノ戦時経済政策調査第三卷」『外
務省記録』三一四―二一五〇―一八。ただし山崎も直ちに関税改革が
実施されることはないとの留保をつけていた。
- ⑮ Bunselmeier, *op. cit.*, pp. 38-47. 前掲『エンツルマン資本主義の
帝国Ⅱ』三八〜四四頁。
- ⑯ 「戦後の経済同盟」(社説)『東京朝日新聞』一九一六年六月一日五
日付、「英国の特恵関税案」(社説)同右、六月一日付。
- ⑰ 「経済同盟会議」(社説)『東京朝日新聞』同六月二三日付、「巴里
の経済会議」(社説)『東京朝日新聞』同六月二三日付、「形式に了り
し聯合経済会議」(社説)『大阪朝日新聞』同六月二三日付、「興国の
結末」『大阪朝日新聞』同六月二五日付。
- ⑱ 「経済会議の効果」(社説)『時事新報』同六月二〇日付、「巴里経
済会議」『国民新聞』同六月二日付、「聯合経済会議」(社説)『大阪
毎日新聞』同六月一八日付、「経済会議結果」(社説)『読売新聞』同
六月二三日付、「聯合経済会議決議」(社説)『大阪毎日新聞』同六月
二四日付。
- ⑲ 「聯合國経済会議決議ニ対スル建議書写ノ件」前掲「関係書類一」。
- ⑳ 中野は後に、本会議の眼目は連合国間の経済関係を密接にするとこ
ろにあると演説している(中野「聯合國経済同盟決議に就て」『東京
商業会議所月報』第九卷第二二号(一九一六年一月二五日))。
- ㉑ この事実自体は、前掲原田論文も指摘しているが、その意味につい
て特に考察はなされていない。
- ㉒ 一九一六年七月五日付石井宛松井（阪谷）電報『外文』五三三、二
八二〜二八三頁。
- ㉓ 「経済会議決議ニ対スル各国ノ態度」各種調査委員会文書・聯
合国経済会議書類・三関係書類三」委00140100(国立公文書館所蔵、
「関係書類三」と略す)。ただし、ロシアは決議の批准の条件を巡っ
て英仏と交渉していた(前掲伊藤論文)。
- ㉔ 一九一六年八月三日付幣原宛木公信、前掲「関係書類一」。
- ㉕ 「大隈首相演説」『石井外相演説』『東京商業会議所月報』第九卷第
八号(同八月二五日)。
- ㉖ 大隈系の『報知新聞』が、会議終了直後に主要紙ではほぼ唯一、決
議は将来的な関税同盟の形成につながるとの社説を掲載していたこと
も示唆的である(『経済会議の結果』同六月二日付)。
- ㉗ 「商戦の準備」(社説)『東京朝日新聞』同十一月六日付。なお、
同社説も決議承認にあたっての最大の論点は、日本と英帝国との自由
貿易が担保されるかどうかであると述べていた。
- ㉘ 同十一月二日付各省次官宛兒玉秀雄内閣書記官長公信、前掲「関
係書類一」。
- ㉙ 「聯合経済会議決議ノ承認ヲナスニハ枢密院ノ御諮詢ヲ經ヘキコト
ヲ相当トスヤ否ヤ疑義ノ件」前掲「関係書類二」。
- ㉚ 「聯合國経済会議ノ決議承認ニ関スル件」(枢密院文書)前掲『資
料集』一七六〜一〇三頁。以下言及する枢密院審議の内容は、本史料
によるものである。
- ㉛ 前掲森川「一九一六年のイギリス輸出入禁止政策と日本外交」は政
府・外務省は実業界の突き上げによって連合国協調よりも自国の通商

利益の擁護に傾いたとするが、本稿で示してきたように少なくともも外交方針という次元においては、外相自身の状況認識をもとに連合国協調の度合いが強められていっていることに留意するべきであろう。確かにイギリス本国への禁輸解除の要請は続けられてはいるが、後に示すように、この時期には寺内内閣において日本貿易にとってより重要なウエイトを占める連合国植民地との通商利益を守るためには、連合国への協力の実をあげる必要があるとの見解が示されるようになってきていることにも注意すべきである。同内閣は外交政策全般において必ずしも通商利益の擁護を重視していたわけではなく、例えば、連合国の批判を覚悟していた中国の参戦を実現させるための代償として、実業界の批判を覚悟の上で中国側の関税引き上げに同意しているのである（山本四郎編『寺内正毅日記』（京都女子大学、一九八〇年）、一九一七年四月二〇日条など参照）。

- ③2 『報知新聞』一九一六年六月二四日付。
- ③3 仲小路「興隆か然らずんば滅亡」『新日本』第六卷第四号（同四月一日）。
- ③4 「政務重要問題」（仲小路談）『報知新聞』同一〇月一六日付。
- ③5 「阪谷文書」五八七、『資料集』一四一～一四二頁。
- ③6 一九一六年二月二日付寺内宛仲小路書簡「寺内文書」二〇一―一三。仲小路がこの構想を持つに至ったきっかけは、一九一〇年の欧米訪問の際に各国の産業力向上に向けた努力を見学したことではないかと考えられる（仲小路宣・仲小路彰編『仲小路廉集』上（講軒会、一九二四年）、一〇九～一二六頁）。
- ③7 『外文』五一三、三二五頁。
- ③8 一九一七年二月四日付有松英義宛仲小路書簡「有松英義関係文書」（国立国会図書館憲政資料室所蔵）一八〇。
- ③9 産業政策史研究所編集・発行『商工行政史談話会速記録』第一分冊

- （一九七五年）、一九頁、副島千八談。
- ④0 「仲小路は」今までの農商務省の動きを建て直すのだ、臨時産業調査局というものは非常な確信をもってやっていく、これに反対する者はだれでも罷免することをはっきりと言われた」（同右、一九頁、副島談）、「人員なんか農商務省の本省とあまり違わないくらいです」（同右、二二頁、副島談）。
- ④1 「阪谷日記」の各条。
- ④2 阪谷「欧米視察談」『東京商業会議所月報』第九卷二二号（一九一六年二月二五日）、「戦時の欧洲を視察して」（上）（下）『斯民』第一二卷第四号（一九一七年七月一日）・第五号（同八月一日）。
- ④3 鶴見「戦時の欧州列強」『斯民』第一二卷一〇号（同十一月一日）、「戦後準備と水産業」同右、第二二卷第四号。
- ④4 「阪谷日記」の各条、「商務省設置の件」『阪谷文書』五九四所収。七月二四日には東商会頭の藤山雷太とも会談している。
- ④5 「商務省設置の建議」『阪谷文書』五九四所収。
- ④6 「阪谷文書」五九四所収。
- ④7 籠谷直人『アジア国際通商秩序と近代日本』（名古屋大学出版会、二〇〇〇年）二六～三〇頁。
- ④8 「阪谷日記」一九一七年四月一九日条。
- ④9 前掲『帝国議会議事録検索システム』。
- ⑤0 「実業家招待席上寺内首相演説」（一九一六年二月）山本四郎編『寺内正毅内閣関係史料』上（京都女子大学、一九八五年）二八四～二八六頁など。
- ⑤1 例えば「敵国の通商禁止」『東京経済雑誌』第一八八四号（一九一六年二月三〇日）、「聯合國経済会議決議の承認」同右、第一八八五号（一九一七年一月一三日）、堀江帰一「経済生活独立論」（下）『東京日日新聞』同四月八日付。

おわりに

以上論じてきたように、経済会議の開催は、大戦の長期化の中で生じてきた貿易統制や連合国との通商関係に関する問題を、これまで自由貿易の拡大を目指してきた日本に再考させる契機になった。最後に本稿の内容をまとめるとともに、ここで明らかになった論点が、大戦後への見通しの中でどのように位置づくのかについて言及したい。

経済会議開催の通知を受けた大隈内閣及び石井外相は、参加の意思を表明しつつも、経済面での連合国への協力はできるだけ名目的なものにとどめようとした。石井らは、この時期のイギリスとの折衝により、同国はあくまで自由貿易の堅持を意図しているとの見通しを得ており、会議によって各国の通商政策が大きな制約を受けたり、日本が懸念していた連合国植民地との貿易が制限される事態にはなり得ないとの観測を持っていたのであった。石井外相らはこのような楽観的な見通しのもと、会議を大戦後にかけての国際経済を規定する場というよりも、連合国植民地の通商条約加入問題など、大戦初期以来の日本の通商案件を交渉する場として位置づけ、これに臨んだのである。しかし、会議に出席した委員から届いたイギリスに関する情報は事前の予想とは異なるものであり、同内閣は決議に明確な態度を示すことができなかつたのであった。

これに対して、大隈内閣の後を承け会議の事後処理に当たった寺内内閣は、外交姿勢と国内措置の両面において決議を受けた措置を積極的に行っていた。本野外相は日本の中国権益を確保するためには連合国支援が不可欠であるとの大戦初期以来の持論から、決議に関しても明確な賛意を表明した。さらに仲小路ら同内閣の経済関係の閣僚は決議によって日本の貿易が制限されること自体には反対していたが、決議を契機として国内の経済機関の整理・統一を行うというかねてからの宿願を果たすことを目指し、臨時産業調査局の設置などを実現させた。寺内内閣の閣員は、経済会議を以前からの

政策構想を実現させる機会として捉えており、そのことが決議への速やかな対応を可能にしたのだった。

さらに会議に直接参加した阪谷芳郎らは、会議での経験やその後のヨーロッパでの体験を通じて、連合国の交戦意欲の高さや関税改革論者の予想外の台頭に衝撃を受け、大戦後にかけて連合国の経済政策が実際にプロック圏の形成に向かうのは避けられないと考えるまでになっていた。そして彼らはこのような認識のもと、連合国への軍事支援や産業・通商関係機構を統一した「商務省」の創設などのよりラディカルな政策を主張し始めることになるのであった。このように、会議に関する状況認識の差は、日本がとるべき政策構想の違いとして表れていたのであった。

したがって、この時点にあつては、欧州の現地を経験した彼の献策は、広く政策形成者一般に受け容れられるには至らなかった。しかし、その後の大戦の展開につれて、阪谷の政策論とその根底にあった危機意識は、次第に日本国内でも共有されることになる。イギリス本国からは経済会議を受けて設立されたバルフォア委員会がロイド・ジョージ内閣に特恵関税の導入を建議したとの情報が伝えられ、^①並行して一時は好転したかに見えたイギリス自治領の通商条約加入交渉もその後再び暗礁に乗り上げた。^②一九一七年四月にアメリカが参戦し、八月に鉄禁輸が行われると、自由貿易の危機は国内で改めて議論されることになった。^③

そして大戦が終了し、その戦後経営がより切実な課題となると、本稿後半で確認した政策構想が改めて政治過程上に浮上することになる。一九一九年三月から一月にかけて欧米を歴訪した後藤新平は、その経験をもとに自身の従来主張をさらに練り上げ、戦後の商戦の激化に対応するための産業調査機関としての「大調査機関」設置を主張する。^④これに対して原敬首相・高橋是清蔵相らは調査機関の設置そのものには予算面から難色を示すが、後藤の問題意識は理解し、農商務省の分離・商工省の新設を必要な政策課題として認識するようになる。^⑤すなわち、阪谷が会議を機に得たモチーフは、政策決定の中核にいた人物にも共有されることとなり、その政策構想と同様の課題が、戦後経営の一環として実際に展開してゆくことになるのである。

① 一九一七年二月二八日付本野宛珍田捨已駐英大使公信（接受は五月

七日）「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ホス影響報告雜件ノ中立国及交戦国ノ戦時経済政策調査ノ英帝国会議」「外務省記録」三一四―二一五〇―一八一―。この報告書は一九一八年七月にロイド・ジョージ内閣によって採択された。

② 一九一七年七月一七日付本野宛清水公信（接受は八月二三日）、『外文』六一―、一五五―一五六頁。

③ 自由貿易を信奉する『東京経済雑誌』ですら、最低限の鉄自給の必要性を唱え始めることになった（『鉄鋼材の自給策如何』第一九二四

号（一九一七年一〇月一三日）。

④ 小島聰「後藤新平と『大調査機関』構想」『政治をめぐって』第七号、一九八八年。

⑤ 原奎一郎編『原敬日記』五卷（福村出版、一九六五年）、一九一九年二月一九日、一九二〇年一月二日、七月八日、一〇月一日、二七日、二月三―四日の各条。原内閣の下では本件は最終的に棚上げになるが、この構想は高橋是清内閣以降も受け継がれていくこととなる。以上の過程の詳細については、後考を期したい。

〔付記〕 本稿は、平成二八年度科学研究費（特別研究員奨励費）による研究成果の一部です。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

The Economic Conference of the Allies (1916) and Japan

by

FUJII Takashi

In June 1916, the leaders of eight allied countries assembled in Paris for a conference known as the Economic Conference of the Allies with the aim of debating the problem of regulating international trade and commerce during and after the period of the First World War. This article examines the foundation of Japan's policy toward the conference and clarifies Japan's recognition and reaction to the problems precipitated by the war and a portion of their later influence.

The Ōkuma Shigenobu cabinet, which had received notice of the opening of the conference, made known its intention to participate, but Foreign Minister Ishii Kikujirō only feigned interest in cooperating with the allies because he wished to limit damage to Japan's commercial interests as much as possible. The cabinet held the view that the situation most feared by Japan, in short, that the conference would restrict free trade to the allies' colonial possessions, would not occur because of the firm stance of the British in favor of free trade. Given this understanding, the cabinet saw the conference as a place for solving the economic problems during the first stage after the war such as concluding commercial treaties with the allies' colonies rather than as a place for debating the future of world commerce, and it proceeded on this course.

In contrast, the Terauchi Masatake cabinet that dealt with the aftermath of the conference positively supported the decisions and related provisions

under a policy that was different from that of the previous cabinet. Foreign Minister Motono Ichirō, who had seen furthering cooperation with the allies to insure Japan's economic interests from the start of the world war as indispensable, openly declared his full agreement on the resolution that clearly stated stance in opposition to the allies and broke off trade relations with enemy powers. Furthermore, ministers charged with economic affairs led by Minister of Agriculture and Commerce Nakashōji Ren reacted against the imposition of restrictions on Japan's trade activities by the conference, but as his own personal idea was to implement the establishment of economic institutions to strengthen the industrial base, on this occasion he recognized the resolution of the conference and later instituted a special Industrial Research Bureau. In this way, the Japanese government established means to deal with the conference in both diplomatic and economic spheres.

Moreover, Sakatani Yoshirō and others who traveled to Paris as representatives of Japan were shocked by the heights of the allies' belligerency and the political rise of those who called for tariff reforms through their experiences at the conference and afterward, and they came to realize that it was inevitable that the post-war economy would evolve into trading blocs. He thought that in order for Japan to react to these circumstances, it must both strengthen its support of the allies, including military cooperation, but also he began to extol the necessity of establishing a Ministry of Commerce that would comprehensively lead other related agencies in order to strengthened the country's commercial and industrial base. The Japanese government was shaken by the Sakatani report that had betrayed their expectations, but ultimately the resolution was not regarded as a change in the free trade policy, and Sakatani's policy was not immediately implemented. However, consciousness of the problem that he obtained at the conference came to be shared domestically throughout the war due to the difficulty of entering into trade agreements with the colonial possessions of the allies and the occurrence of the problem of the prohibition of the iron ore trade. Then, in contrast to Sakatani's predictions, the actual world economy in the 1920s reverted to free trade, but the policy issue of establishing a Ministry of Commerce continued to be investigated as part of the post-war economy.